### 【生徒指導上の共通理解】

### 2. 頭髪について

①染色・脱色の跡がある場合は黒染めをする。

②スプレーによる一時的な黒染め・ドライヤー・アイロン・日焼け等による変色エクステ・カツラ・ 巻き髪・カール等の加工は指導対象となる。

③頭髪は、品位ある長さ(男子:前髪は眉毛にかからない、横は耳にかからない、後ろは肩にかからない/女子:状況に応じて対応する(面接時や体育授業などはピンで留めるまたは束ねる等))及び髪型(極端な刈り上げ、モヒカン、パーマ、巻き髪、アシンメトリー等の異形は禁止)を基準とする。※判断がつきにくい場合は生活安全部指導係が対応する。

### 3. 服装等について

\*本校の規定に沿ったブレザー、ズボン、スカート、ワイシャツ、ネクタイ、ベスト・セーターを着用しているかが対象である。※規定以外のものは指導対象となる

- ①スカートの巻き上げ・スカートの下のジャージ・腰パンは厳しく指導する。
- ②冬服はネクタイを常時着用すること。 (第一ボタンを締め、ネクタイをゆるめない) 夏ははずすこと。
- ③指定のベスト・セーターは体格に合ったサイズを着用すること。
- ④卒業した生徒などから制服を譲り受けた場合は、必ず生活安全部にサイズ確認受け許可を得る。
- ⑤顔や身体に特別な装飾品をつけたり、化粧をしないこと。(無断美容整形、タトゥーは禁止)
- ⑥ピアス・ネックレス・ブレスレット・指輪等のアクセサリー類は身につけないこと。
- ⑦カラーコンタクトの使用は認めない。
- ⑧コートは、黒・紺・グレー・ベージュ等華美でないものを着用すること。
- ⑨防寒具においては華美でないものを着用すること (手袋・マフラー等)
- ⑩カバンは、教材教具の持ち運びに適し、華美でないバッグ等を使用すること。
- ⑪通学時に履く靴は、黒・茶等の革靴又は運動靴とし、かかとを踏みつぶさいこと。
- ②上履きは本校指定のものを使用し、氏名を記入すること。
- (3)やすず異異で登校する場合は、事前に担任を通じて生活安全部の許可を得ること。

10 40 51	写り
	①冬服はブレザー・ズボンにワイシャツ、学年色のネクタイを着用すること。
男	②ブレザーの下に着る場合は、指定ベスト・セーターを着用するこ。
子 生	③夏服はワイシャツ・ズボンを着用し、ネクタイはつけない。 (第1ボタンは外してよい)
徒の服	④夏服でワイシャツの上に着る場合は、指定ベスト・セーターを着用すること。
	⑤靴下は、華美でないものを着用すること。
装	⑥ワイシャツの下に着る下着 (Tシャツ) は無地で華美でないもの (白、黒、紺等) を着用すること。
	⑦腰パン(ズボン内側のホック・ボタンをはずしたはき方)は禁止。
	①冬服はブレザー・スカートにブラウス、学年色のネクタイを着用すること。
<i>tr</i>	②ブレザーの下に着る場合は、指定ベスト・セーターを着用すること。
女 子	③夏服はワイシャツ・スカートを着用し、ネクタイはつけない。 (第1ボタンは外してよい)
生 徒	④夏服でワイシャツの上に着る場合は、指定ベスト・セーターを着用すること。
1年 の	⑤くつ下は、白・黒・紺・灰色の単色、ワンポイント(リボン等の付属品は認めない)までとするこ
服	⑥スカート丈は、直立の姿勢で膝蓋骨が隠れるようにする。
装	⑦スカートの下にジャージ等を履くことは禁止とする。
	⑧ヘアゴム・ヘアピン等は黒・紺・茶以外の華美なものを着用しないこと。

※夏期服装は1学期中間考査最終日の翌日より2学期中間考査最終日までとする。移行期間は、原則として、 5月1日から1学期中間考査最終日まで、および1月1日から2学期中間考査最終日までとする。

### 4, 携帯電話・スマホについて

○本校では、マナーを守って使用することを前提に校内持ち込みを許可している。 ただし、授業・ホームルーム・清掃中の携帯電話使用(着信音)については、指導の対象となる。 (清掃から帰りのSHRまでの時間の使用は禁止)

### 5. 遅刻指導について

○朝の遅刻については、証明等のある場合を除いて5回累積で日誌指導3日間を行う。 通院等で遅刻をする場合は、必ず家庭から学校へ連絡を入れること。

早退については、安易な理由を認めず、原則として保護者の方の確認を取る。

### 6、指導項目及び日誌指導等について

#### (1) 指導項目

頭髪・服装においては今まで通り指導していく。また、携帯電話・スマートフォンの使用違反につい ても同様に指導していく。

次の項目で指導した場合の対応及び指導記録メモの発行後の手順について

**染色・脱色等の加工が明らかな場合**は、学年主任又は学年の生徒指導担当及び生活安全部・ 指導係に知らせる。(加工の度合いによっては、管理職に確認をとり、家庭連絡の後再登校の処 置を行う。) 指導記録メモを安全部・指導係又は生徒指導主事に渡す。 ※改善に期間を有する場合は、黒染めスプレー (保護者の許可が必要)等で対応する

#### ①頭髮

面接基準に満たない状態(長さ・微妙な変色・加工・巻髪・極端な刈り上げ(異形)など)の 場合は指導して、指導記録メモを安全部・指導係又は生徒指導主事に渡す。なお、細かい基準 については生活安全部で判断していく。

「ネクタイ未着用」「上着下の指定外ベスト等の着用」「ブレザーの未着用」「ミニスカート (巻き上げ、ベルト、サスペンダー)」「腰パン」の場合は指導して、指導記録メモを安全 部・指導係又は生徒指導主事に渡す。

#### ②服装

その他の服装違反(Yシャツボタン・色シャツ・派手な靴下・靴・ベルト・アクセサリー類・カ ラーコンタクト・化粧・ピアスなど)は、その場で改善できることについてはその場でしっかりと指 導して改善させる。指導記録メモを安全部・指導係又は生徒指導主事に渡す。

## 話・スマ ホ

③携帯電 授業(HR、清掃)中の携帯電話・スマホの使用(着信音が鳴る・写真を撮る・画面を見る)及びス マホ、携帯によるゲーム(休み時間含む)は指導して、指導記録メモを安全部・指導係又は生 徒指導主事に渡す。

※指導項目の中でも特に重点的な項目(太字)については、厳しく指導する。

※その他(朝読書、授業遅刻、忘れ物、居眠り、掃除さぼり、くつのかかと踏みつぶし、歩きスマホ等)に ついては、再三の注意・指導でも改善できない場合のみ指導記録メモを安全部・指導係又は生徒指導主事に 渡す。

※生活安全部より、違反者の状況と今後の指導についての連絡をさせていただきます。

※連絡を受けた担任・学年主任は、違反者への指導(必要ならば日誌指導)を行う。

また、現状を把握し、職員間の共通理解を図ると共に、今後の対策に役立てる。

- (2) 日誌指導について
- ①繰り返し指導記録メモが出されている生徒(3~5回)においては**注意及び日誌指導**を行う。 \*各学年の累積状況については、生活安全部よりお伝えします。
- ②遅刻の回数が5回に累積した場合は日誌指導3日間。
- \*遅刻の累積状況については、担任及び各学年で把握してください。

### <u>→回数は学期でリセットする。</u>

③その他(学校生活において)

\*再三同じことで指導をしているが、改善が図られない生徒においては指導して、指導メモを生徒 指導主事に渡す。担任・学年主任は指導記録の状況から判断し、**注意及び日誌指導**を行う。

- (3) 繰り返しの日誌指導で改善が図られない生徒について
- ①状況に応じた特別な指導を行う。
- ②日誌指導の記録は3年間を累積される\*生活安全部の記録簿に表記しておく

#### →指導メモは学年末でリセットする。

- ③日誌指導における総合評価Cについて
- ※日誌指導の総合評価でC評価を受けた場合は、日誌を延長させることができる。

(原則1日は延長とするが、担任・学年の判断で更なる延長もできる)

(4) 指導記録

頭髪・服装・携帯電話(スマートフォン)・その他の項目で該当箇所に○をつけ、指導内容を記入する。

生活安全部より、違反者の状況と今後の指導についての連絡をさせていただきます。場合によって 担任は、その件について家庭連絡をする。

指導記録メモ ※様式は問いません。(各自のメモ可)

日時: 月	日( )/	'時刻:	時	分~	時	分
年 組	番	氏名				
指導項目 ※○をつけて下さい		指	 導	内 容		
頭髪						
服装						
その他						
<b>備 考</b> ※生徒の様子など						
	指導	職員名				

## 【指導記録メモ、指導日誌の手引き】

生活安全部

### ①指導記録メモについて

・下記の指導項目一覧表の違反者にはその場で指導し、指導記録メモを安全部・指導係へ。

	指導項目一覧表			
	重点項目	重点項目以外		
①頭髪	染色・脱色等の加工が明らかな場合	面接基準に満たない状態(長さ・微妙な変 色・加工・巻髪・極端な刈り上げ(異形) など)		
②服装等	ネクタイ未着用・指定外ベスト等の着用・ ブレザー未着用・ミニスカート(巻き上 げ、ベルト、サスペンダー)・腰パン	Yシャツボタン・ネクタイ・色 (華美) シャツ・派手な靴下、鞄、ベルト・アクセサリー類・カラーコンタクト・化粧・ピアスなど		
②この44	携帯電話・スマホの使用 (授業中・HR・清掃時などの使用および 校内(休み時間含む)ゲーム) ※着信音が鳴る	朝読書、授業遅刻、忘れ物、居眠り、掃除 さぼり、くつのかかと踏みつぶし、歩きス マホ等		

※指導項目の中でも特に重点的な項目(下線・太字)については、厳しく指導する。

※頭髪については、毎朝のチェックで対応(細かい基準は生活安全部で判断する) ※その他(朝読書、授業遅刻、忘れ物、居眠り、掃除さぼり、くつのかかと踏みつぶし、スマホゲーム、歩きスマホ等)については、再三の注意・指導でも改善できない場合のみ指導記録メモを安全部・指導係へ。

(詳細は『指導の手引き』掲載)

●指導記録メモは・・・

### 生活安全部・生徒指導係又は生徒指導主事へ

→違反者の指導については生活安全より各学年に提案させていただきます。

### ②指導日誌について

生活安全部より、違反者の状況と今後の指導についての連絡をさせていただきます。



連絡を受けた担任・学年主任は、違反者への指導 (P6(2)①に応じて日誌指導等) を行う。

※指導記録メモの累計は年度末リセット

#### 遅刻回数の累積は担任・学年主任で管理。



累積5回で日誌指導3日間を行う。(全学年共通)

※**遅刻**の累計は**学期末**リセット

### 7. 朝の生徒昇降口・教室及び学校生活での頭髪・服装指導について

○まず、毎朝生徒昇降口では服装を簡易チェック(主にスカート丈、くつ下、靴、カバンなど)する。基準に満たない服装・身だしなみの生徒に対する指導を行う。(指導記録メモ) ○次に、毎朝教室内で頭髪・身だしなみのチェック(生徒が席に座っている状態で頭髪の色、髪型、化粧等を見る。強化週間等の時は、起立の号令時にスカート、ズボン、靴下等も見る)をする。基準に満たない頭髪の生徒は、学年室へ移動させ、学年主任による指導を行う。(指導記録メモ)

- (1) 指導時間・場所・人員配置
- ①身だしなみが整った状態で登校できるよう、職員が朝、生徒昇降口に立って指導する。 (8:00 ~ 8:27)
- ②人員配置は原則として各学年1名ずつとする。その他に学年主任と生徒指導主事・無学年の職員が加わる。※各学年年度当初に1年を通しての当番表を作成する。出張・休暇等で当番をはずれる場合は、可能な限り学年及び個人で交換する。(生活安全部で各学年職員の配置の最終確認をし決定する。)
- ③指導基準の確認・徹底のために、通常の正門指導とは別に、各学期始めと中間考査明け(3学期は2月下旬)に一斉指導を実施する。なお、朝読書の指導やSHRは各学年職員にて行う。

一斉指導	時間	場所
各学期始め	始業式後	各学年フロアー・体育館・小体育館
中間考査明け(3学期は2月下旬)	考査後	各学年フロアー・体育館・小体育館

### (2) 指導方法・項目

①頭髪検査	チュラルブラックを基本とするが、細かい基準については、生活安全部の判断とする。 地毛の色がもともと黒くない生徒には、定期的に経過観察し、確認しながら継続観察 していく。状況によっては「頭髪申請・異装届(様式6)」を提出させる。生徒にはその 右片の「頭髪・異装許可書(様式6)」を手渡し、常時携帯するように指示する。
	特別な事情が認められる場合(例えば盗難や健康上の理由で事前に担任から申し出がある場合など)は「異装許可願(様式7)」を提出させ期限を設けて認める。
	ブレザー(冬服期間)、ネクタイの未着用は指導記録メモ。
	体格に合わないズボン(腰パン:ズボンウェスト部分内側のボタンやホックをはずしている)は指導記録メモ。腰パンぎみ(すそ切れ)は注意を与え、改善させる。
②服装等検査	スカートの基準は膝蓋骨が隠れるようにさせる。 スカートのウェスト部分の巻き上げ及びベルト及びサスペンダーは指導記録メモ。
	ベスト・セーター等の学校指定の紺ベスト・白ベスト・セーターは通年の着用を認め
	ピアスをしている場合は直ちに外させ、指導記録メモ。 (その日の放課後に返却する)
	化粧の指導は、化粧をしている場合は、教室内に常備してあるメイク落としを使って 落とさせ、指導記録メモ。
③その他	授業、清掃中スマホ使用(着信含む)、スマホゲーム(学校生活)は指導メモ。 歩きスマホ、かかと踏みつぶしの指導(その場で止めて直すよう、指導する) 授業中の遅刻、忘れ物、居眠り、清掃さぼり等は再三の注意で指導記録メモ。

### 8. 授業の指導について

①授業中の問題行動とマナー違反の防止のため、各授業開始時に全職員が「共通指導事項」の確認をしっかりと行い、授業への意識が整ってから授業に入る。

(服装の確認・授業準備の確認。携帯電話・スマホは、電源を切りカバンにしまう。 (移動教室の場合は貴重品扱いとして担当の指示に従うよう指導する) など

### 9. その他の指導項目及び内容

(1) 欠席・遅刻・早退・外出について

①欠席

体調不良等でやむを得ず欠席する場合は、当日の8:15までに必ず学校に連絡を入れるように指導する。連絡は保護者を原則とする。  $(16:45\sim8:10$ までは留守番電話となっている) %Classy

#### ② 遅刻

ア:体調不良等の理由でやむを得ず遅刻する場合は、当日の8:15までに学校に連絡を入れるよう指導する。

イ:遅刻して登校したら、必ず職員室で「**遅刻カード」(様式11)**に必要事項を記入し、学年職員の 検印を受け、「遅刻カード」を持って教室に入るよう指導する。

ウ:授業担当者は、出席簿で朝のSHR以降斜線になっている生徒が教室にいた場合は、必ず遅刻カード」を提出するよう指導する。

工:通院等で遅刻した場合は、領収書等で確認をして「遅刻カード」の裏面の**理由のある遅刻** (様式12) の欄に必要事項を記入をさせる。

才:考査期間中、考査を受けるため、即教室へ向かい、考査を受ける。その後休み時間等で「遅刻カード」の記入を行う。

#### ③早退

ア:体調不良等の理由でやむを得ず早退を希望する場合は、必ず担任に申し出て事情を説明し、 担任が保護者の同意を得てから「**早退許可証」(様式13)**に重要事項を記入し、許可印をもらって下 校する。

イ:「早退許可証」は、帰宅後保護者の確認印をもらって翌日必ずHR担任に提出するよう指導する。

ウ:絶対に無断早退をさせないこと。

工:保護者の事前連絡により早退する場合は、生徒手帳の「諸届欄」に記入し、担任に届出させる。 ④外出

ア:忘れ物等でやむを得ず外出したい場合は、職員室で「**外出許可証」(様式14)** に必要事項を記入し、必ずHR担任(または副担任)の許可印をもらって提出するよう指導する。

イ:「外出許可証」は学校に帰着後必ずHR担任に提出させること。

(2) アルバイトについて

○アルバイトは学校生活では学ぶことのできない働くことの大切さ、辛さを体験できるプラス面もあれば、反面、学業の停滞や基本的生活習慣の乱れにつながるマイナス面も少なくないので、許可制をとっている。

#### (許可条件)

- ①風紀上好ましくない業種・職種(遊興娯楽場、酒食を伴った居酒屋等)、危険を伴う業務、2 1:00以降に及ぶ勤務、その他宿泊を伴うものは許可しない。
- ②就業先の責任者確認印がとれること。
- ③アルバイトで得た報酬の使い方、規則正しい生活習慣、勉強や部活動について保護者の積極的な教育参加が得られること。

(1年生の1学期は原則禁止とする)

#### (許可手続き)

- ①「アルバイト許可願」(様式15、保護者が記入記入する)、「就業許可申請書」(様式16、事業所責任者が記入する)にそれぞれ必要事項を記入し、生徒手帳と共にHR担任に提出すること。なお、職場が変わる場合や年度をまたぐ場合は、再提出とする。
- ②生徒指導部で審査し許可する場合は、生徒手帳にある「アルバイト許可証明書」を発行するので、生徒はアルバイト中必ず生徒手帳を携帯すること。
  - (3) 自転車通学
- ○自転車での通学を希望する生徒は、所定の用紙を提出して許可を得る。 (許可手続き)
- ①「**自転車通学登録用紙」(様式17)**に必要事項を記入し、各学年の自転車登録係の職員に提出する。その際ステッカー代金を添える。登録は随時受け付ける。
- ②係職員が車体番号や防犯登録番号を確認し、ブレーキ・ライト等の安全チェックをした上で、ステッカーを後輪の泥よけ上部に貼付して登録を完了する。
- ③通学時、自転車は学年指定の自転車置き場に整頓しておくこと。盗難にあわないよう鍵を2つつけるようする。
- ④1年生については、入学後できるだけ早い時期に自転車一斉登録の機会を設ける。
- (4) 運転免許証の取得について
- ○原動機付自転車・自動二輪車については免許証の取得を禁止している。ただし、家業等の事情により保護者から特に申し出があった場合は、審議の上許可することもある。また、普通自動車については、説明会を開き申し出のあった生徒・保護者に対して、それ以降教習所入所を許可をすることになっている。

(許可手続き~普通自動車の場合)

- ①就職等で普通免許証が必要な生徒や入所を希望する生徒は、3年の2学期後半に行われる教習所入所説明会に出席すること。(ここ数年は中間考査後に学年集会を開き、3年生全員に説明している)
- ②説明会以降、「自動車教習所入所許可申請書」(様式18)、「教習所入所許可証明書」(生徒手帳)に必要事項を記入し、担任に提出すること。
- ③教習所入所は説明会以降とする。
- ④運転免許センターでの受験は、卒業式以降とする。
- \*原動機付自転車・自動二輪車の免許証取得や乗車、無届けによる教習所入所、普通自動車の免許証取得及び乗車は謹慎処分とする。
  - (5) 旅行の許可について
- ○長期休業中に旅行等のため学割を申請する場合は、所定の手続きをとり許可を得ること。 (許可手続き)
- ①「旅行・登山・キャンプ許可願」(様式19)と「学生乗車割引券交付願」(様式20) に必要事項を記入し、HR 担任に提出すること。
- ②事務で発行された「学割証」(様式21)と身分証明書をJRの窓口に提出すること。
  - (6)盗難について
- ○体育・芸術等の移動授業時に盗難事件が発生している場合が多いので、各自貴重品の管理を しっかり行うこと。また多額の金品を学校に持ち込まないこと。
- なお、被害にあった場合は、「**盗難届」(様式22)**に必要事項を記入し担任に提出する。また、当日中に必ず保護者に連絡し、被害の状況と学校の対応について説明しておくこと。

### 10,特別指導について

- ○特別指導の対象となる行為
- 具体的な処置基準は毎年、年度初めの職員会議で提案

頭髪・服装違反、性行不良行為、反抗・暴言、器物破損

深夜徘徊、パチンコ店等の出入り、迷惑行為

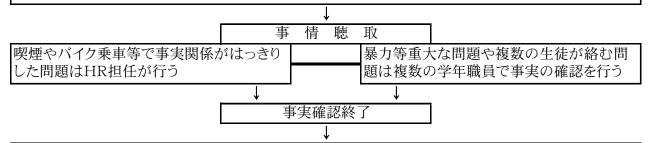
喫煙行為、飲酒行為、無免許運転、無断免許取得(教習所入所)、考査不正行為

シンナー等薬物乱用、不正乗車、万引き、窃盗(専有離脱物横領含む)、金銭強要、暴力行 為、交通事故(加害責任大)

- \*対教師暴言・反抗は1度注意した後、更に暴言・反抗を行った場合とする。
- \*考査不正行為は定期考査とし、各教科・学年等で行うテストは各教科・学年で対応する。

(特別指導手順)

問題発生(発見者→生活安全部室へ(担任・学年主任・生活安全・指導係)→生徒指導主事→教頭→校長)



○会議資料作成

A4表紙 (様式23) 事実概要,学習・生活状況,担任所見等

<担任>

A4資料(表)家庭環境調査票をコピー

(裏) 会議資料用紙(自筆の事件経過・反省状況等)(様式24)

○生徒の指導

(校長注意の場合) 本人の意思確認と保護者の同意を得た上で,

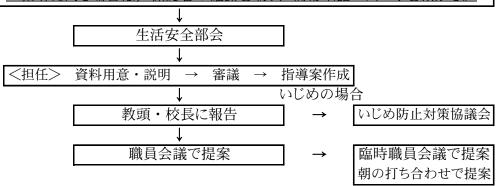
〈担任・学年主任〉「日記指導」(5日間)と「反省文」について指導する。

(謹慎相当の場合)

- ・授業を公欠にしてでも本人の意思確認をする。場合によっては公欠扱いで 家庭待機とし、保護者と十分話し合う時間を持たせる。
- ・指導を受ける場合は「反省日誌」と「課題」について指導する。
- 「課題」は授業に関わる課題を用意する。

(H20,4,7より謹慎中の授業は欠課扱いとする。欠時超過の可能性がある場 合は、補講を行うこともあり、生徒に不利にならないように配慮する。出席簿 には/を記入し、その日は出席統計上は出席とする。)

・指導に入る場合は、保護者の確認を取り、携帯電話・スマホを預かる。



申し渡し日時決定 <部長>校長の予定確認 → <担任>家庭連絡 → 申し渡し 〔申し渡しは夕方4時からが多い(又は朝8時30分)〕

\*校長注意については、申し渡し後5日間の日記指導の状況を見る。

|ただし、態度不良の場合は、日記指導を延長する。

#### (謹慎中の心得)

- ①謹慎は**学校謹慎を原則**とし、<u>朝8:00登校、16:30下校とする。</u>学校の事情で家庭謹慎をさせる場合は、担任等が家庭と連絡を密にして反省状況を確認する。
- ②今回の思慮を欠いた行動について十分反省させる。
- ③これまでの高校生活を振り返り、反省すべき点について今後どのように改善するかを具体的に考える
- ④・毎日規則正しい生活をさせる。(日課表の作成)・起床時間は普段より遅くならないようにさせる。・通学していると時と同様の生活をさせる。<u>(1日8時間程度の勉強)</u>・反省文を必ず書き<u>(5日は1ページ以上、10日は2ページ以上、15日以上は3ページ以上)</u>、課題を完成し、反省日誌を毎日書くこと。
- ⑤教科書・ノート等をすべて持ち帰らせること。
- ⑥頭髪・服装等の乱れはこの期間中に必ず改善させておくこと。
- ⑦外出は原則禁止とする。電話等のやりとりもさせないこと。 (原則携帯電話は預けること)
- ⑧謹慎中の反省が不十分な場合は解除を延期する。

#### (解除手順)

解除日時決定 : <部長>校長の予定確認 → <担任>家庭連絡 → 解除 〔解除は夕方4時からが多い(又は朝8時30分)〕

### (解除後の指導)

- ①解除(注意)後、30日間の観察期間を設ける。
- ②期間中に新たに日誌指導が行われ場合は、学年主任・指導主事が注意し、場合によっては更なる「日誌指導」(1週間)の措置をとったり、保護者を召喚して今後について話し合う機会を設ける。
- ※特別指導によって欠時数超過になった場合は、補講を行う。 (特別指導中に欠時数が超過した場合)



### 【令和3年度 特別指導処置基準】

問題行動	日 数	備考
迷惑行為等(含むSNS)	校長注意~謹慎25日	状況に応じて判断する。
反抗•暴言•器物破損	校長注意~謹慎25日	基準は有期とし、状況に応じて判断する。
深夜徘徊	校長注意	
パチンコ店等出入り	校長注意	
喫煙行為	謹慎5日	喫煙具所持も含む。同席は関与状況により判断する。
飲酒行為	謹慎5日	
バイク・自動車運転	謹慎5日(~)	道路交通法違反は状況に応じ指導を加味する場合がある。 同乗はその都度判断する。
無断免許取得 (含教習所入所)	謹慎5日	免許証の扱いは保護者と相談の上決める。
定期考査不正行為	謹慎5日	成績の扱いは、教務規定により処理する。出席扱いは下記 (*最下部)を参照ください。
シンナー等薬物乱用	謹慎10日~謹慎25日	状況に応じて判断する。
不正乗車	謹慎5日~	状況に応じて判断する。
占有離脱物横領	謹慎5日~謹慎25日	状況に応じて判断する。
窃盗	謹慎5日~謹慎25日	
金銭強要	謹慎5日~謹慎25日	状況に応じて判断する。
暴力行為・いじめ行為	謹慎5日~謹慎25日	状況に応じて判断する。
交通事故	謹慎5日~謹慎25日	加害責任が大きい場合を対象とする。

\*上記の問題行動に該当しなくても、姉崎高校生として問題となる行動については、生活安全部会議で審議し、 職員会議に提案するものとする。また、全ての問題行動における同席扱いは関与状況により判断する。

なお、無断アルバイト・家出においては学年主任注意とする。

(アルバイトは許可申請書を提出させる指導に重点を置く。)

- \*原則として登校謹慎(8時登校、16時30分下校)とする。(他の生徒の接触をさける)
- \* 原則として累犯加重はしない。
- \*複数の問題行動が同時に発覚した場合は、その内容により弾力的に運用する。

#### \* 謹慎の含み日数は5・10・15・20・25日を原則とする。(ただし状況により1日~3日、<u>7日</u>もあり得る)

- \*日数は基準であって内容により弾力的に運用する。「状況に応じて判断する。」は注意からの指導もある。
- \*場合によっては審議した上で本校の校則に沿って学校生活がおくれるか確認する場合もある。
- \* 謹慎の解除にあたっては全職員の審議を要する。
- \* 自己申告等は指導(謹慎)日数等を減じて行う場合もある。
- \*休業日において生徒は自宅謹慎を行い、指導(謹慎)日数に含めるものとする。
- \* 謹慎中の謹慎状況が悪い場合、生活安全部会議で審議した上で指導を延長する場合もある。
- \*特別指導期間は出席扱いとするが、授業については欠課扱いとする。(H20, 4, 4)
- \*SNSなどインターネット等の不適切な使用については、迷惑行為とし、特別指導を含む何らかの指導対象とする。
- \*いじり、からかい、嫌がらせ等の行為も迷惑行為とし、特別指導を含む何らかの指導対象とする。
- \*無断による美容整形は、特別指導にはそぐわないが、保護者召喚のもと何らかの指導を講じるものとする。
- \*無断早退および授業放棄は、怠惰行為とし、特別指導を含む何らかの指導対象とする。
- \* 考査不正行為は定期考査を対象とし、各教科・学年等で行うテストにおいては各教科・学年で対応する。

## 11, その他の手続き等

①「入部承諾書」 (様式25)	部活動紹介後,入部希望者に渡して顧問に提出する。
②「合宿の実施について」 (様式26)	部活動で合宿を実施する場合に、部員に配布して必ず同意を得る。
③「合宿許可願」 (様式27)	部活動で合宿を実施する場合に(様式25・27)と共に提出する。
④「銀杏館使用許可願・報告 書」(様式28)	部活の合宿、クラスレク等で使用する場合に提出する。
⑤「公欠カード」 (様式29)	部活動の試合等で授業を公欠させる場合に顧問等が作成し、担 任に提出する。
⑥「事故及び被害記録」 (様式30)	生徒が交通事故等で被害をうけた場合に、担任等が事情聴取し記入・提出する。
⑦「変更届」 (様式31)	学校への届出事項(住所・保護者・通学方法)に変更がある場合に提出させる。
⑧「身分証明書再交付願」 (様式32)	身分証明書を紛失した場合に、新しい身分証明書用紙と写真共に 必要事項を記入し提出する。
⑨「証明書交付願」 (様式33)	在学証明等が必要な場合に提出する。
⑩「特別教育活動実施願」 (様式34)	部活動で大会に引率する場合に事前に提出し、事後報告も行う。
⑪「定期考査に係る諸活動延長 願」(様式35)	定期考査1週間前より考査終了までの部活動・委員会活動等については、原則として禁止する。

※ただし、<u>公式大会、対外的活動・発表等やむを得ぬ事由</u>が考査終了後2週間以内でにある場合はこの限りではない。なお活動時間は必要最小限にし、この書類を出し許可を得る。

※各種様式については、校務→公開→生活安全部公開→生徒指導公開→H30各種届(指導の手引き用)内にある。

### 12. 教育相談活動について

本校はスクールカウンセラーが配置されて13年目を迎えている。カウンセリングルームが整備され、授業中の相談が公欠扱いとなる等、相談システムもある程度確立しているので、生徒が相談しやすい環境ができつつある。しかし、週1日・6時間という限られた時間では自ずと限界があり、不登校や・非行等の問題を抱えつつある生徒への予防的な対応も十分な成果を上げているとは言えない。精神疾患の兆候がみられた生徒やその保護者への対応については、今後も心理の専門家であるスクールカウンセラーの力に頼らざるを得ないが、予防的な指導(アンテナを高くして生徒のサインを見逃さない対応)については、我々教職員一人一人が研修を積んで教育相談の力量をつけなければならない。

#### (相談手続きと処置)

- ①相談時間はスクールカウンセラーの勤務日の10:00~16:45とする。
  - (変更がある場合は追って連絡する)
- ②相談は原則として予約制とする。

ア:生徒や保護者から職員に申し出があった場合、該当学年教育相談係かスクールカウンセラーと連絡・調整する。

(予約表は教育相談係チーフが管理している)

イ:生徒が自主的に「相談申し込み用紙」に必要事項を記入し、備え付けのポストに投函するか、 直接、カウンセラー勤務日にカウンセラー室を訪問する。

ウ:保健室で対応し、その後養護教諭から相談の要請があった場合も相談に応じる。

- ③授業中に相談をした場合は、スクールカウンセラーが来談証明(「保健室来室届」を利用)を発行し、生徒は担任又は次の授業担当者に提出する。
- ④相談によって休んだ授業は、原則として「公欠扱い」とするが、場合によっては「欠課扱い」とすることができる。
- ⑤1回の相談は原則1コマ(50分)である。
- ⑥スクールカウンセラーを有効活用するために、下記の事項に配慮する。
- ア:授業の参観
- イ:学年集会・全校集会等に参加し講話の機会を作る。
- ウ:生徒向けに講話の機会を作る。
- 工:「教育相談だより」等を教員向け・保護者向け・生徒向けに発行する。
- オ:職員研修の講師を依頼し、職員の相談技術向上に努める。
- カ:各学年会議に参加し、学習・生活・友人関係等で「気になる生徒」の情報を共有し、養護・ 保護者とも連携しながら指導する体制を作る。
- キ:月に一度、教育相談係と会議を開き、相談状況の共通理解を図る。
- ⑦月に1回程度、SCと教育相談係で情報交換の会議を行う。

# 13, 生徒指導共通確認 (これまでに協議、実施した事案)

		実施年度
1	靴下は両面(外側、内側)に同じポイント(例えばナイキのマークなど)であれば、ワンポイントとします。 (外・内の同じによるポイントはワンポイントとする)	平成30年度
2	スカートは膝頭が半分隠れる長さではなく、全部隠れる長さです。 ※巻き上げなどでの調整は一切認めていません。(身長が伸びた場合は別)	平成30年度
3	バスの遅延、自動車渋滞等により8時30分までに教室にいない場合は、「遅刻」となります。再度確認をお願いします。(正確には教務部の判断:内規集8ページ記載)	平成30年度
4	雨など悪天候の場合は、バスの遅延が予想されます。それによって遅れた場合は、いつもより早めに家を出る か、徒歩等で登校するか、遅刻しないよう考え、臨機応変に行動するよう指導してください。	平成30年度
5	電車による遅延は、遅延証明が必要です。洪水や積雪、暴風など警報が出たり、通学に危険を伴う場合は、教 務部の判断で公欠となることもあります。	平成30年度
6	容量のある(A4ファイルが入る大きさ)ワンショルダー(肩掛け)の帆布生地バッグは、通学用メインカバンとみなし、使用を認めます。※もちろんサブバッグとしての使用も問題ありません。理由としては、ショルダーバッグは、一般的にリュックサックと同様に通勤通学に適した学業用カバンと認知されている。※本校の規定(「カバンは、教材教具の持ち運びに適し、華美でないバッグ等を使用すること」)通り。 なお、財布や小物しか入らないような小さいショルダーバッグ(ポシェットなど)やコンビニの袋または同等の大きさのエコバック(ショッピングバッグと言われる布製のトートバック)などは、一般的に通勤通学に適した学業用カバンとは認知されていないため、それのみでの通学は、禁止です。メインのカバンのサブバッグとして使用する。	平成30年度
7	整形について 1、初期対応は、学年主任又は担任で行う。(複数対応が望ましい) ※施術に至った経緯や主な理由等を聞く 2、聞き出した理由等をもとに、生活安全部で指導方法など協議する。 3、適切な指導方法を考え、提案する。 ※状況によって、学年等の協力が必要な場合もありますし、他の機関の協力が必要な場合もある 【現在は無断美容整形は禁止事項に上げている:2021】	平成30年度
8	防寒具(コート)の着用について 生徒手帳の服装・頭髪の項目では、「指定された制服や頭髪の基準を守り、清潔で高校生らしい品位を保つ よう常に心がけること」とあり、その中で、コートについては、「黒・紺・グレー・ベージュ等華美でないも のを着用すること」と定めてあります。よって、高校生らしく、基本的なスクールコートを着用するよう指導 してください。 ※なお、一般的なスクールコートは、ダッフルコート又はピーコートが定番ですが、最近では薄手のダウン コートや地味なトレンチ風のコートなど様々な生地やタイプのコートにより多様化しています。本校には「指 定のコート」がない状況ですので、それらについては、 <u>柔軟に対応</u> したいと考えます。判断に困った場合は、 安全部・指導係にお伝えください。ただし、フリースやパーカー、カジュアルジャケット、ジャンパー(ブル ゾン)類は認めないようにしていく。 【現在はダウンジャケット(黒系)は許可している:2021】	平成30年度
9	男子頭髪(横の長さ・カット方法)について・・・昨年度、職員及び保護者から男子の横の長さ・カット方法について質問・意見がありました。内容は、耳にかからないように短くしたいが、生え際が耳に近く、すぐに髪がかかってしうため、できる限り短くしたいのだが、横の長さにそろえると全体的に短髪になってしまうため、ある程度の長さを保ちながら、品位を落とさないで調節できる方法はないかと言うものでした。これまで本校では、ツーブロックは例えナチュラル(ツーブロック風)なものでも不可としてきました。しかし、近年地毛対応(カツラによる指導の廃止)やコート、バッグなど柔軟に対応してきておりますので、かりし、現色し般的な常識やビジネス、面接等の観点から、常識的かつ適切な対応方法を安全部・指導係で協議し、見直しました。そうしたところ、ツーブロックについては、場合によっては好印象のケースもあるなど、様々な見解があることがわかりました。よって、職員会議でもおはかりしましたが、ツーブロックではなく、異形としてました。とがわかりました。以下のように対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以下の条件であれば、理由等を確認し、柔軟に対応する。②常外であれば、理由等を確認し、柔軟に対応する。②常りずぎないこと(バランスが保たれている)③ワックス等を使用しないこと 具体的には、以下の通り。 ①清潔感・・・全体の長さは、ナチュラルショートへア(長すぎず、短すぎず)で、サイドは6mm以上の長さ。少しトップがサイドにかぶるが特にツーブロックとは見分けがつかない自然な感じである。特に癖毛の場合は、この方が横がすっきりして好印象である。ただし、直毛だと浮いて不自然であるため、その場合は上手くグラデーションでトップ部分に繋げるよう改善させる。②やりすぎない・・・サイドを短くしすぎないこと。トップとの長さのバランスがとれていること。ベリーショートへアの場合は、横の長さは3mm程度(トップとのバランスにもよる)であること。ミディアム及びナチュラルショートへアの場合は、6mm以上(トップとのバランスにもよる)であること。	令和元年度